

下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の 整備等に関する省令案について

1. 改正の背景

「下水道法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）については、令和 8 年 7 月 23 日に公布されたところである。

改正法においては、

- ・下水道の点検における道路管理者との連携制度の創設（改正法による改正後の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「改正下水道法」という。）第 4 条第 6 項、第 5 条第 2 項、第 25 条の 23 第 7 項、第 25 条の 24 第 2 項）
- ・下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮すべきこと等を原則化（改正下水道法第 7 条第 1 項）
- ・老朽化に伴う管路の安全性を評価する基準の法制化（改正下水道法第 7 条の 3 第 3 項）
- ・計画的な改築のための収支見通しの作成・公表の努力義務化（改正下水道法第 7 条の 4）
- ・下水道区域の見直しのための規定の整備（改正下水道法第 9 条の 2 等）
- ・施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化（改正下水道法第 23 条の 2）
- ・都道府県が広域連携推進計画を策定する制度の創設（改正下水道法第 31 条の 2）
- ・占用許可申請書の記載事項への占用物件の維持管理に関する事項の追加（改正法による改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「改正道路法」という。）第 32 条第 2 項第 8 号）
- ・道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）の義務付け（改正道路法第 32 条第 4 項）

等の規定について、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

今般、改正法の施行に際して必要となる規定の整備等を行うため、下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）等の関係する国土交通省令の改正を行う。

2. 改正の概要

＜下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）の一部改正＞

- （1）改正下水道法施行令^{※1}第 5 条の 9 第 7 号の「特定重要排水施設」は、内径が 2 メートル以上の排水施設など、その損傷によって、人命や財産、社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省告示で定める排水施設とする（第 4 条の 4（新設））。

※1 現在パブリックコメント実施中の「下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」により改正された場合の下水道法施行令をいう。以下同じ。

- （2）公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）の維持・修繕に関する技術上の基準等について、次のとおり改正する（第 4 条の 6）。

- ・改正下水道法施行令第5条の12第1項第3号の「特に重点的に点検すべき排水施設」は、次の施設とする（第1項）。

①特定重要排水施設

②特定重要排水施設以外の排水施設のうち「化学的弱点箇所^{※2}」に該当するもの

- ・改正下水道法施行令第5条の12第1項第3号の「特に重点的に点検すべき排水施設」の点検の方法は、次のとおりとする（第2・3項（新設））。

- ・①（特定重要排水施設）については、複数の方法を用いて点検を行うことを基本とし、
 - － 化学的弱点箇所、「力学的弱点箇所^{※3}」及び「地盤的弱点箇所^{※4}」については、5年に1回以上の頻度で点検を行うこととする。ただし、化学的弱点箇所のうち、排水施設の内部の硫化水素濃度が著しく高い箇所や、化学的・力学的・地盤的弱点箇所のいずれにも該当する箇所については、3年に1回以上の頻度で点検を行うこととする。
- － ①（特定重要排水施設）のうち化学的・力学的・地盤的弱点箇所のいずれにも該当しない箇所については、10年に1回以上の頻度で点検を行うこととする。
- ・②（特定重要排水施設以外の排水施設のうち化学的弱点箇所に該当するもの）については、引き続き5年に1回以上の頻度で点検を行うこととする。

※2（「化学的弱点箇所」） コンクリート等の腐食しやすい材料で造られている排水施設（腐食を防止する措置が講じられているものを除き、次の箇所及びその周辺に限る。

- ・下水の流路の勾配が著しく変化する箇所、下水の流路の高低差が著しい箇所など、下水が攪拌されやすい箇所（第1項第2号イ）
- ・伏越室の壁、圧送管の吐出し先、下水が貯留又は汚泥が堆積しやすい箇所、腐食の原因となる物質を多量に含む下水が排出される箇所、海水が浸入する箇所など、多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所（第1項第2号ロ）

※3（「力学的弱点箇所」） 管渠とマンホールが接続する箇所（可撓継手又は伸縮継手の設置等の損傷防止措置が講じられているものを除く。）（第2項第1号ロ）

※4（「地盤的弱点箇所」） 周辺の地盤が砂質土又はこれに類する土質であって、直近の点検において当該地盤との間に空洞を生じさせるおそれのある異状があることを把握した箇所（地盤の改良等の有効な損傷の防止・軽減の措置が講ぜられているものを除く。）（第2項第1号ハ）

- ・公共下水道等の点検や安全性の評価は、それらを適正に行うために必要な知識・技能を有する者が行うこととする（第4項第1号（新設））。
- ・①・②の排水施設について安全性の評価を行ったときは、点検及び安全性の評価を行った年月日、行った者の氏名、安全性の結果及び当該結果に基づき講じた措置の内容を記録し、改築するまでの期間保存することとする（第4項第3号（新設））。

（3）公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）は、公共下水道等の管理に係る収支の見通しの作成・公表について、次のとおり行うこととする（第4条の7（新設））。

- ・30年以上の期間（「算定期間」）を定めてその管理に係る長期的な収支を試算する。
- ・試算に当たっては、算定期間における使用料収入を適切に予測するとともに、施設の劣化の状

況を適切に把握・予測した上で、施設の改築の需要を算出するものとする。

- ・施設の改築の需要の算出に当たっては、公共下水道等の規模や配置の適正化、費用の平準化、災害など非常時における下水の排除・処理能力を考慮することとする。
- ・公共下水道管理者等は、長期的な収支の試算に基づき、10 年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、公表するとともに、おおむね3年から5年ごとに見直すよう努めなければならないこととする。

- (4) 公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日及び廃止しようとする区域に加え、廃止しようとする排水施設の位置及び当該排水施設の合流式又は分流式の別を公示することとする（第5条の2（新設））^{※5}。

また、改正法により、公共下水道管理者は、排水区域の廃止予定に係る公示をしようとするときはあらかじめ当該区域内の下水道使用者の同意を得なければならない一方、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定める措置を講ずる場合はこの限りでないとされた。これを受け、当該措置を「雨水の排除に必要な側溝の設置その他の公共下水道による下水の排除と同等程度に当該公共下水道を使用する者の土地の下水を排除することができる措置」とする（第5条の3（新設））^{※5}。

※5 なお、処理区域を廃止する場合については、「下水の処理開始の公示事項等に関する省令」（昭和42年厚生省・建設省令第1号）において定める予定。

- (5) 特定施設^{※6}を設置等する際の事前の届出制度に関し、当該届出を受理した公共下水道管理者は、当該届出者に対し受理書を交付しなければならないとしているところ、行政手続の合理化・デジタル化の推進を図る観点から、この受理書の交付を廃止することとする（第11条、様式第九）。

※6 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項に規定する特定施設（人の健康を害するおそれのある物質、生活環境に対して害をもたらすおそれのある物質を含んだ水質の汚水を流す施設）をいう。

- (6) 公共下水道の使用料を定めるに当たっての技術的細目のうち改正下水道法第20条第2項第2号に関するものについて、次のとおり定める（第16条の2（新設））。

- ・使用料が、下記①の額と②の額の合算額から③の額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

①人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合計額

②支払利息と資産維持費（改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額をいう。）との合算額

③営業収益の額から使用料収入を控除した額

- ・公共下水道管理者が（3）の「長期的な収支の試算」を行った場合にあっては、使用料算定の基礎経費（上記①～③）は、当該長期的な収支の試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。また、使用料が、当該期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。
- ・長期的な収支の試算を行っていない場合にあっては、使用料が、おおむね3年間を通じて公共下水道の管理に係る収支の均衡を保つことができるように設定されたものであること。
- ・使用料が、公共下水道の使用者相互の間の負担の公平性や公共下水道の基盤の強化の必要性

を勘案して設定されたものであること。

- (7) 公共下水道管理者等は、施設の工事及び維持管理の状況に関する情報の公表について、次のとおり行うこととする。
- ・公表する事項は、(2) ①・②の排水施設の位置、安全性の評価を行った年月日、安全性の評価の結果、安全性の評価の結果に応じて講ずる改築・修繕等の措置の内容とする。(第17条の2(新設))。
 - ・情報の公表は、安全性の評価を行った日が属する年度の翌年度の末日までに、国土交通省告示で定める方法により行うものとする。ただし、安全性の評価の結果、緊急に改築等の措置を講ずべき施設として国土交通省告示で定める施設に該当すると評価された施設については、安全性の評価の実施後速やかに公表するものとする(第17条の3(新設))。
 - ・情報の公表は、当該公表に係る施設の情報の公表を新たに行うまでの間、継続して行うものとする(第17条の3(新設))。
- (8) 下水道管理者間の連携を推進しようとする2以上の公共下水道管理者・流域下水道管理者・都市下水路管理者が都道府県に対し広域連携推進計画の策定を要請する場合は、基本方針に基づいて当該要請に係る計画の素案を作成し、提示しなければならないこととする(第20条の2(新設))。
- (9) 公共下水道等の事業計画に係る様式に「道路管理者の協力が必要な事項」を記載する欄を追加することとする(様式第二、様式第三、様式第十六)。

＜道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）の一部改正＞

- (1) 占用許可申請書の様式に「占用物件の維持管理に関する事項」の欄を追加することとする(様式第五)。
- (2) 道路占用者が、道路の占用に関する工事(道路の地下に設ける工作物、物件又は施設に係るものに限る。)を完了したときに行う届出について様式を定める(第4条の3の2(新設)、様式第五の一の二(新設))。
- (3) 占用物件の維持管理に関する基準として、「占用物件の維持管理に関する事項」の記載が必要な占用物件については、道路占用者が許可を受けた申請書に記載した「占用物件の維持管理に関する事項」に従って占用物件の維持管理を行うこと等を定める(第4条の5の5)。

＜その他＞

その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和8年12月(予定)

施 行：令和9年1月12日(予定)